

路外駐車場移動等円滑化基準等に関する主なご意見と対応

※ 全体像が把握できるよう、代表的なものを抽出し、整理しております。

※ 整理及び紙面の都合上、御意見の表現については要約・簡素化しております。

主なご意見	見解・対応等
路外駐車場車いす使用者駐車施設	
障害者でも利用可能な料金支払いシステムの設置や障害者用駐車スペースについては、屋根の設置、後部扉リフト車対応とした長さを確保すること。	このたびの法に基づく基準としては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関して、全国的に適合すべき必要不可欠なものを規定することになっています。駐車施設の幅については、高齢者、障害者等の利用に対して、必要性が高いことから、基準として規定しています。